

◎新潟県告示第845号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

榎原北河内急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を結んだ線に囲まれた区域

長岡市与板町榎原

字北河内

1773番 1号及び2号

1768番 3号

1721番1 4号

1720番 5号

字夏井入

1690番 6号

1649番 7号

1661番 8号

1633番1 9号

1641番 10号

字北河内

1719番 11号

字夏井入

1708番 12号

1704番 13号

字北河内

1778番 14号